

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十三号

#### 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（病院の人員の基準） 第六条（略） 一―三（略） 四 栄養士又は管理栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一 五・六（略） 2―4（略）</p>	<p>（病院の人員の基準） 第六条（略） 一―三（略） 四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、 一 五・六（略） 2―4（略）</p>

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。